

## 雇用保険の育児休業給付

**Q.** 当社の従業員が妊娠・出産のため、育児休業給付を申請します。この制度について教えてください。

**A.** 育児休業給付は1歳未満の子どもを養育するために、育児休業を取得した被保険者に支給される雇用保険の制度です。

通常、1歳の前日まで(保育所に預けられないなど、一定の理由がある場合は1歳6か月まで、その後も条件を満たす場合は延長して2歳まで)支給されます。

育児休業開始日前の2年間に、11日以上働いた月が通算して12か月以上ある方が対象となります。(なお育児休業開始日が令和2年8月1日以降であって、前2年間に11日以上働いた月が12か月ない場合は、完全月で賃金支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として取り扱う)。

育児休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満であること、就業日数が月10日(10日を超える場合は80時間)以下であること、などの要件を満たした場合、事業主が公共職業安定所へ支給申請をします。

育児休業給付における「育児休業開始日」は女性の場合、産後休業期間(産後8週間)終了の翌日からです。男性の場合、配偶者の出産日当日から育児休業を取得すれば、当日から対象になります。

育児休業期間を対象とした賃金の支払いがない場合、支給額は休業開始時賃金日額×支給日数(通常30)×67%(ただし育児休業の開始から6か月経過後は50%)です。支給は原則2か月に1回、概ね、支給決定日から1週間程度で指定された口座に振り込まれます。育児休業給付金支給決定通知書で確認してください。また、育児休業給付金は非課税です。

育児休業給付の仕組みを周知し、労働者が安心して子育てできる職場にしていくことが重要です。